

住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金（均等割のみ）のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（均等割のみ） **（1世帯あたり10万円）**は、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要です**。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円（1世帯1回限り）

支給対象・申請方法・提出期限・支給時期

支給対象

申請方法

提出期限

支給時期

**「令和5年度
住民税均等割
のみ課税世帯」
の世帯主**【※1】

確認書が
届いた世帯
令和6年3月上旬
以降順次発送

LINEアプリによ
り確認書の内容を
電子申請【※2】

確認書を郵送
(返信用封筒)で提出

令和6年
4月30日(火)
必着

令和6年
3月下旬
以降順次
【※4】

「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」とは①～③全てに該当する世帯です。

- ①令和5年12月1日現在、八街市に住民登録がある世帯。
- ②令和5年度の住民税均等割のみが課税されている方が一人以上いる世帯
- ③令和5年度の住民税所得割が課税されていない方のみの世帯

市からお手紙が
届かなかった世帯

令和5年度住民税の申告が済んでいない方がいる場合は、令和5年1月1日に住民票がある市町村において、令和5年度住民税の申告をしてください。

申請書【※3】
を**窓口**または
郵送で提出

【※1】 以下に該当する世帯は対象外です。

- ・世帯全員が住民税が課税されている方の扶養を受けている世帯
- ・租税条約に基づく住民税の免除を届け出ている方がいる世帯
- ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金をすでに受給している家計急変世帯

【※2】 電子申請は、世帯主本人以外(代理人)が確認・請求や受給する場合はご利用できません。

【※3】 各種申請書は、市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所社会福祉課窓口にて配布しています。

【※4】 書類に不備がない場合、市が受理した日から約3～4週間後に支給します。

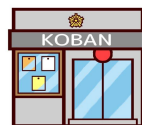
差押禁止等について

- ・給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることができません。
- ・給付金として支給を受けた金銭（10万円）は、差し押さえることができません。
- ・給付金は課税対象所得に該当となりません。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

八街市コールセンター「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」窓口



0120-547-293

受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く）